

肥後医育振興会に期待する

熊本大学大学院生命科学研究部長
熊本大学大学院医学教育部長
熊本大学医学部長

尾池雄一



公益財団法人肥後医育振興会におかれましては、平素より熊本県下における医療、およびその基盤となる医学教育・研究の推進にご尽力頂いており、心より感謝申し上げます。

医師法第十七条に第二項が新設され、長い間懸念事項であった医学生の実習中の医行為の違法性問題が解消されました。しかしこの医師法改正に伴い、臨床実習に進むに相当する医学的知識と技術が身についているかを問う共用試験OSCEが公的化されることとなり、新たな問題が生じております。

共用試験実施評価機構(CATO)から各大学医学部は、認定研修を受講し質が担保された認定模擬患者を養成・確保することが求められております。しかも認定模擬患者の養成・確保は、OSCE実施の公平性、厳格性を保つため、自学のOSCEのためではなく、他大学のOSCEへ派遣するためとされております。この制度が開始されれば、近隣に複数の医学部が存在する都会と異なり、県に一つしか存在しない地方の医学部で養成される模擬患者自身にとっても、遠方の他大学へ派遣されるなど負担は大きいものとなります。もし模擬患者の養成・確保に苦慮すれば、OSCEの実施に深刻な影響を及ぼしかねない状況になっております。これまで、本学医学科OSCEの模擬患者の確保は、ボランティア団体であ

る熊本医療コミュニティ研究会に大きく依存してきました。今回の模擬患者の認定制度への対応として、本研究会のご協力の下、熊本大学大学院生命科学研究部附属臨床医学教育研究センター模擬患者会を新設しました。熊本大学はCATOから模擬患者養成団体の認定を受け、認定模擬患者資格が取得できる研修会の開催を計画しておりますが、現時点で研修会参加を希望している方はわずか数名にとどまっております。研修会開催には少なくとも二十名以上の参加者が必要で、本資格の取得を希望される方の確保に大変苦慮しております。同様にOSCEを受験する学生の評価にも、研修を受講した認定評価者の資格を有す教員による評価が求められ、各大学は診療区分別に認定評価者の確保が必須となりその対応に苦慮しております。紙幅の都合上、ここでは一例のご紹介となりましたが、医学教育を実践していく上での環境・基盤整備は年々大変なものとなっております。

ります。熊本における医学教育の充実には、未来の熊本の医学・医療の中心の担い手の育成に不可欠なものですので、肥後医育振興会におかれましては、最優先案件として是非ともお力添え頂きますようお願いいたします。最後に、肥後医育振興会の諸活動を通じて、熊本県下の地域医療、先進医療、並びに次世代の医療従事者及び医学研究者の育成が益々ご発展されますことをご祈念申し上げます。

